消費者契約法の見直しに関する意見

(1枚につき1つの意見を記載してください。)

複数意見の場合(1枚目/3枚中)

氏 名	適格消費者団体 特定活動非営利法人 埼玉消費者被害をなくす会
職業	適格消費者団体
住 所	埼玉県さいたま市浦和区岸町 7-11-5
電話番号	048-844-8972
電子メールアドレス	nakusukai.01@saitama-k.com

御意見

※600字を超える場合、本書面には要旨を記載いただき、詳細は別紙として添付してください。

・意見の対象・内容・理由は、別紙1のとおりであるが、その要旨は次のとおりである。

法4条3項の規定案に追加して、「消費者の合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させるいわゆる『つけ込み型』勧誘の類型につき、特に、高齢者・若年成人・障害者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合における消費者の取消権」を設けるべきである。

別紙1

【意見の対象】

「法第4条第3項関係(1)(2)」または「その他」

【意見の内容】

法第4条第3項に関する規定案のほかに、「(消費者の)合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させるいわゆる『つけ込み型』勧誘の類型につき、特に、高齢者・若年成人・障害者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合における消費者の取消権」を設けるべきである。

【意見の理由】

法第4条第3項関係(1)(2)」の規定案は、事業者が消費者の合理的な判断ができない事情を作出ないし増幅させ、その状況を不当に利用して契約を締結させる不当勧誘行為を問題とした規定であり、これ自体は賛成である。

ただし、消費者契約法は民事規定であって、行政権限の濫用防止と事業者の予測可能性を重視する行政規制法と異なり、裁判所における柔軟な解釈適用と事業者のコンプライアンスの促進を前提として抽象的な規範として要件を記述することで足りる

ものである。今回の消費者契約法見直しの報告書は、法3条の改正案の提案に見られるように、行政規制規定と民事規定との区別がつかないほどに厳密な要件を規定している。

したがって、改正法案の策定においては、民事規定としての柔軟性を保つよう配慮 されたい。

これに対し、高齢者や未成年者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用した契約勧誘行為(いわゆるつけ込み型不当勧誘行為)については、意見の一致に至らなかったとして見送られた。しかし、判断能力が低下した高齢者の人口が増加している今日、こうした弱みに付け込んで不当な契約を勧誘する被害事例が増加している状況に対し実効性のある被害救済の規定を設けることは、到底看過できない喫緊の課題である。

また、民法の成年年齢引き下げ法案を秋の臨時国会に上程するとの報道もあり、仮にそうであれば、知識や社会経験が乏しい18歳・19歳等の若年成人を狙った悪質商法の被害が増大することが現実問題として規定されている。

画一的な未成年者取消権がはく奪される代わりに、判断力不足に乗じて不当な利益 を得ようとする契約について取消権を付与するが必要不可欠である。

平成29年8月8日付消費者委員会の答申においても、この点を喫緊の課題として 対処すべきことを「付言」として記述しているところである。

複数意見の場合(2枚目/3枚中)

氏 名

適格消費者団体 特定活動非営利法人 埼玉消費者被害をなくす会

【意見の対象】

「法第3条第1項関係」または「その他」

【意見の内容】

法3条の提案には賛成であるが、さらに次の点を追加すべきである

消費者契約における約款等の契約条件の事前開示につき、事業者が、合理的な方法で、消費者が契約締結前に契約条項(改正民法 548 条の 2 以下の『定型約款』を含む)を予め認識できるよう努めるべき旨を規定すべきである。

【意見の理由】

改正民法 548 条の 2 は、定型約款準備者は、相手方から請求があった場合には、遅滞なくその定型約款の内容を示さなければならない旨規定しており、請求がなければ 定型約款を提示する必要がなく、認識可能な状態に置く必要があるか否かも不明であ る。

しかし、消費者契約においては、事業者は消費者の権利義務その他の消費者契約の 内容についての必要な情報を提供するよう努めるべき旨(消契法3条1項)規定され ているとおり、消費者契約約款が合意の対象に組み込まれるには、少なくとも消費者 が当該消費者契約約款を認識可能な状態に置かれていることが必須である。

この点は、平成29年8月8日付消費者委員会の答申においても、喫緊の課題として対処すべきことを特に「付言」として記述しているところである。

したがって、今回の消費者契約法改正に際して規定を設けるか、遅くとも改正民法施行までに、この点の法改正を実現すべきである。

複数意見の場合(3枚目/3枚中)

名 適格消費者団体 特定活動非営利法人 埼玉消費者被害をなくす会

【意見の対象】

氏

「法第9条第1号関係」

【意見の内容】

法9条の規定案は最小限度の改正内容として賛成しうるものの、むしろ端的に、「平均的な損害の額」の立証責任を事業者に転換する規定を明定すべきである。

仮に、規定案のとおり改正する場合は、事業活動やビジネスモデルの共通性が認め られる場合には、広く推定規定が適用されるよう解釈することを明確にすべきである。

【意見の理由】

当該事業者に生ずべき平均的な損害は、通常は当該事業者にしか知り得ない事柄であり、事業者側の内部情報を有しない消費者にその主張・立証責任を課すのは不可能に近い困難を強いるものである。

他方,事業者は,自らの帳簿書類その他の内部資料によって,平均的損害を主張・ 立証することは容易である。事業者側は、企業秘密を理由に帳簿書類等の開示ができ ないと主張する拒否することが多いが、消費者の利益を不当に害する不当条項を正当 であると主張するのであれば、根拠資料として内部資料を開示すべきであり、企業秘 密を理由に根拠のない平均的損害額を認めることは許されない。